

H26-2 (P. 266)

令和元年法改正に対応させるため、問題文柱書を一部修正した。

(イ) × 特 102 条 1 項 1 号

特許権者甲が故意又は過失により自己の特許権を侵害した乙に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、乙がその侵害の行為を組成した物Aを譲渡したときは、甲が乙の侵害行為がなければ販売することができた物A 1 個当たりの利益の額に、乙が販売した物Aの数量(譲渡数量)のうち甲の実施の能力に応じた数量(実施相応数量)を超えない部分を乗じて得た額(特 102 条 1 項 1 号)及び同項 2 号に掲げる額の合計額を、甲が受けた損害の額とすることができる(同項柱書)。しかし、譲渡数量のうち実施相応数量を超えない部分の全部又は一部に相当する数量を甲が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量が控除される(同項 1 号かつこ書)。本枝の場合、譲渡数量(1000 万個)のうち実施相応数量(1000 万個)を超えない部分(1000 万個)から、甲が販売することができないとする事情に相当する数量(50 万個)を控除した数量(1000 万個 - 50 万個 = 950 万個)に、甲が乙の侵害行為がなければ販売することができた物A 1 個当たりの利益の額(10 円)を乗じて得た額は、950 万個 × 10 円 = 9500 万円となる。したがって、特 102 条 1 項 1 号の規定により算定した甲の損害の額は、9500 万円であり、8000 万円ではない。よって、本枝は誤り。

令和元年法改正に対応させるため、問題文を一部修正した。

(ニ) × 特 102 条 5 項、青本特 102 条参照

特 102 条 3 項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、特許権を侵害した乙に故意又は重大な過失がなかったときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる(同条 5 項)。ここで、「参酌することができる」というのは、実際の損害額より少ない額で賠償額を定めることができるということであるが、その参酌の結果、特 102 条 3 項に規定する実施料相当額以下に軽減することはできない(青本特 102 条参照)。本枝の場合、甲の実施料相当額は、1000 万個 × 5 円 = 5000 万円である。したがって、乙が自己の侵害行為に故意又は重大な過失がないことを立証したときでも、裁判所は、これを参酌して甲の損害額を 4500 万円と認定することはできない。よって、本枝は誤り。

※赤字下線部が訂正箇所です